

議 会 運 営 委 員 会

平成25年4月17日（水）

◎ 開 議 の 宣 告 （午後 1時30分）

○委員長（小久保重孝） ただいまより議会運営委員会を開きます。

吉村委員より欠席する旨の連絡がありましたので、出席委員は6名であります。

直ちに議事に移ります。第1、議会の運営について、1、第2回伊達市議会臨時会の運営について、提出議案等の説明を求めます。

○副市長（疋田 洋） 冒頭今回また議案書等に2カ所の誤りが見つかりましたので、お配りした正誤表のとおり訂正をお願いをいたします。議会のたびごとに訂正があり、改めて深くおわびを申し上げます。今後さらなる体制強化をしてまいりますので、よろしくをお願いをいたします。

それでは、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてからご説明いたします。本案件は、補正予算につきまして議会を招集する時間的余裕がなかったことから、本年3月25日に行った専決処分の承認を求めるものでございます。専決処分は、平成24年度伊達市一般会計補正予算（第14号）についてございまして、歳入歳出予算の補正につきましては予算の総額に2,066万5,000円を追加し、195億2,537万6,000円とし、款項の区分及び当該区分ごとの金額等は「第1表歳入歳出予算補正」のとおりとするものでございます。補正予算の内容につきましては、平成24年度の特別交付税の決定に伴う財政調整基金積立金の増額及び寄附に伴う運動公園推進基金積立金と緑化基金積立金の増額でございます。

次に、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。専決処分の理由につきましては、地方税法の一部を改正する法律が本年3月30日に公布、4月1日から施行されることに伴い伊達市税条例及び伊達市都市計画税条例の改正が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから本年3月30日に専決処分を行ったものであります。改正の内容につきましては、固定資産税や都市計画税に係る課税標準の特例措置の新設に伴い特例割合を定めるほか、必要な規定の整備を行うものであります。

次に、議案第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。専決処分の理由につきましては、地方税法の一部を改正する法律が3月30日に公布、4月1日に施行されることに伴い伊達市国民健康保険税条例の改正が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから本年3月30日に専決処分を行ったものであります。改正の内容につきましては、国民健康保険から後期高齢者医療に移行したものを全て国民健康保険税の軽減判定所得を算定する措置を恒久化とし、また特定同一世帯の国民健康保険税については移行後5年目から8年目までの間において新たに軽減措置を講ずるものであります。

次に、議案第4号 伊達市手数料条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本案件は、都市の低炭素化の促進に関する法律の制定により低炭素建築物新築等計画を認定する制度が新設されたことに伴い、認定申請の手数料を定めるため条例を改正するものであります。改正の内容

につきましては、本条例の別表に都市の低炭素化の促進に関する法律関係の項を加え、手数料を徴収する事項及び手数料の金額を新たに規定するものであります。

次に、議案第5号につきまして説明いたします。議案第5号は、平成25年度伊達市一般会計補正予算（第1号）についてでございます。歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に1,459万1,000円を追加し、164億4,467万9,000円とし、款項の区分及び当該区分ごとの金額等は「第1表歳入歳出予算補正」のとおりとするものでございます。内容につきましては、緊急雇用創出推進事業及び平成25年の4月7日の暴風雨による道路橋梁災害復旧費に関するものでございます。

次に、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。内容は、伊達市一般会計予算、伊達野菜ブランド確立施設整備事業補助金など全11事業に係る繰り越し計算書の報告でございます。いずれも議決による金額の範囲内での繰り越しとなっております。

以上で提案説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小久保重孝） ただいまの説明に対して質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） それでは、どうぞご退席ください。

続きまして、2、議長発議議案、追加議案について事務局長からお願いをいたします。

○事務局長（村田 修） 提出議案についてであります。議長発議は1案件であります。また、追加議案としまして議長発議3件、副議長発議1件の計4案件を予定しております。詳しい説明につきましては、議案の取り扱い案のほうでさせていただきます。

以上です。

○委員長（小久保重孝） それでは、続いて議案の取り扱い案について事務局長からお願いをいたします。

○事務局長（村田 修） （2）の議案の取り扱い案であります。書類番号3-1をお開き願いたいと思います。

市長提出議案等ではありますが、議案5案件と報告1案件の計6案件の取り扱いとなります。付議事件名、根拠法等は記載のとおりであります。議決要件ではありますが、議案5案件は過半数、報告1案件は受理ということになります。次に、付託予定委員会ではありますが、臨時会でありますので、付託を省略したいと考えております。上程の可否については、法的要件が整っておりますので、可であります。

次に、2の議長発議議案ではありますが、選任1案件となっております。選任第1号 常任委員及び議会運営委員の選任についてではありますが、書類番号1-2をお開き願いたいと思います。総務文教常任委員、産業民生常任委員、議会運営委員につきましては、2年で任期が満了となりますこと、また今年度より予算決算常任委員会が新たに設置されますことから各委員の選任が必要となりますので、議長が記載のとおり選任指名するものであります。

次に、書類番号3-1に戻りまして、3の追加議案ではありますが、議長発議は選任1案件、選挙2案件の計3案件となっております。

書類番号2-1をお開き願いたいと思います。選任第2号 伊達市議会広報特別委員の選任につい

てであります。広報特別委員の辞任に伴い、新たな委員を選任する必要が生じたことによるものであります。次のページの選挙1号 西いぶり広域連合議会議員の選挙について及び選挙2号、西胆振消防組合議会議員の選挙についてであります。それぞれの議会議員から辞職願が提出される予定でありますことから選挙を行うものであります。

次に、書類番号3-2をお開き願いたいと思います。副議長発議の常任委員の辞退についてであります。議長より総務文教常任委員の辞退願が提出される予定でありますことから議題とするものであります。

なお、議長発議、副議長発議に係る根拠法令等及び議決要件並びに議決の方法は記載のとおりであります。

次に、除斥対象の確認についてであります。書類番号4をお開き願いたいと思います。寺島議長の常任委員の辞退の件に関しましては、議題となった時点で除斥となるものであります。

以上です。

○委員長（小久保重孝） ただいまの説明に対して質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） では、そのとおり、今ご説明いたしましたとおりで進めさせていただきます。

続きまして、(3)の会議録署名議員の指名から会期日程案まで、続けて事務局長からお願いをいたします。

○事務局長（村田 修） (3)の会議録署名議員の指名であります。今臨時会の会議録署名議員は輪番制によりまして8番、国本議員、17番、篠原議員にお願いしたいと思っております。

次に、(4)の監査報告であります。監査委員より3月26日付で平成24年度2月分の例月出納検査結果報告書の提出があり、同日付で受理されておりますことから、その旨本会議で議長から報告するものであります。

次に、(5)の会期日程案であります。臨時会でありますので、先例により1日としてはいかがかと考えております。

以上です。

○委員長（小久保重孝） (3)、(4)、(5)、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） ありがとうございます。

続きまして、(6)、議会人事についてということで、こちらについては議長から説明の申し出がありましたので、寺島議長、お願いいたします。

○議長（寺島 徹） それでは、私のほうから議会人事についてということで、検討会議で調整されました内容についてのご報告をいたします。

書類番号5をごらんいただきたいと思います。議会人事検討会議につきましては、3月22日以降に開催され、4月3日をもって内定した旨の報告がありました。座長並びに各会派の代表者の皆さんにはご尽力いただきまして、まことにありがとうございました。新聞報道で既にご存じだと思

ますが、正副議長及び議会選出監査委員の三役につきましては、今回は続投という形で内定をしております。

次に、予算決算常任委員会を含む各常任委員、議会運営委員及び広報特別委員についてであります。これは記載のと通りの委員会の配置となっております。正副委員長も内定をしておりますが、これは5月13日以降に開催される予定であります各委員会の中で正式決定をされることとなっております。

次に、広域連合議会議員及び一部事務組合議会議員についてであります。記載のとおり内定をしておりますので、今臨時会におきまして指名推選を行います。

次に、議員会役員につきましても記載のとおりとなっておりますので、ご承知おきいただきたいと思っております。

最後に、確認でございますが、19日の臨時会はこの議会人事検討会議において調整されました内容に基づきましてそれぞれ議事を進めていくこととなりますので、よろしくお取り計らいお願いいたします。

なお、議長及び副議長の選挙並びに監査委員の選任についても今回は提出はいたしませんので、ご承知おきをいただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（小久保重孝） ただいまの議長からの説明に対して質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） ありがとうございます。

それでは、続きまして第2、議長諮問について、継続協議事項、議場音響システム等の更新を含めた議場の改修についての中で議会中継システム、議会中継導入方式の検討につきましては、次期の議会運営委員会へ引き継がせていただきたいと考えております。

続いて、第3の議会の会議規則、委員会条例等の改正について事務局から説明をいたします。

○総務議事係長（高橋正人） それでは、私のほうから第3番目の議会の会議規則、委員会条例等の改正についてをご説明させていただきたいと存じます。

まず、1番目の伊達市議会委員会条例の一部改正案についてからご説明をさせていただきます。書類番号6番をごらんになっていただきたいと存じます。今回の改正案につきましては、常任委員会の所管に属する事項の改正案でございます。これまで大滝総合支所に関する所管事務は、専ら総務文教常任委員会での所管ということで取り扱ってまいりましたが、地域協議会に関する事務に限るという項目があるため、実務上産業民生常任委員会の所管として審査するのが望ましい案件であっても総務文教常任委員会で審査された事例もございました。直近でいきますと大滝集出荷所の指定管理は産民でと、出荷所を廃止する条例につきましては総文、また大滝営農引用雑用水給水条例につきましては総文にて付託案件を審査したところでございます。それで、このため伊達市議会委員会条例の第2条、常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管のうち、第2項の第1号及び第2号の一部を改正し、大滝総合支所の所管に関する事項について実際に事務を所管す

る担当部局に相応した内容に改めるとというのが今回の改正案でございます、具体的には大滝総合支所において相当する事項という文言を加えまして、総文、産民それぞれの委員会へ付託をする部分についてより明確にはいかがかというものでございます。

なお、今回につきましては頭出しということで、6月の第2回定例会におきまして正式に委員会条例を上程したいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、2番目の先例集の字句等の修正についてでございますが、別冊となっております書類番号7番をごらん願います。さきの第1回定例会に係る議会運営委員会におきまして予算決算常任委員会に関する項目、それと地方自治法の一部改正、本会議において公聴会が開催できるということに関しての改正につきましてご承認をいただいておりますのでございます。その後平成24年9月5日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律のうち、政務活動費などの項目につきましては公布後6カ月以内の施行というただし書きの部分がございます、その施行期日を平成25年3月1日と定める政令が公布されましたので、それを受けまして改めて先例集の関係引用条文の条項等にかかわる修正部分を確認したところでございます。そうしましたところ誤字脱字ですとか、広域連合議会に関する項目というものがそっくり抜けているですとか、その他先例的な事例の時点修正などについてもあわせてこの際整理してはいかがかということで、そのような視点で取りまとめたものが書類番号7の内容となっております。ちなみに、先例集の趣旨の部分につきましては、一切触れておりませんので、ご理解願いたいと存じます。

それで、こちらにつきましては、4月5日開催の会派代表者会議におきまして会派の皆様へもご周知を願いたいということでお願いをしておりましたけれども、項目が多岐にわたることを踏まえまして、今月末までに修正等がありましたら事務局のほうにおっしゃっていただければと思いますけれども、それで4月末までに修正がないようございましたら、今回につきましては部分的な差しかえではなく、現時点での内容にリニューアルした先例集、それに加えまして昨年改正しました委員会条例及び会議規則を添付した冊子をそれぞれ1冊議員の皆様へに配付させていただきたいと考えてございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（小久保重孝） ただいま総務議事係長からご説明をいたしました件、頭出しの部分とまだ修正に少し猶予がある部分とございました。各会派でお持ち帰りをいただいて、ご指摘いただけたらというふうに思っております。これに関して何かございますか。

○委員（小泉勇一） 委員会条例の一部改正なのですが、改正案の2の産業民生常任委員会、これにア、イ、エ、ウ、オ、カまであるのですが、そのキのところの大滝総合支所において上記ア、イ、ウ、オ及びカとあるのですが、エは要らないのですか。

○総務議事係長（高橋正人） エの部分につきましては、農業委員会の所管ということでございまして、農業委員会は機構図上独立した格好になってございますので、外してもよろしいかということで考えておりました。

以上でございます。

○委員（小泉勇一） 農業委員会に所管することもあると思うのです。今までもあったと思うので

す。ですから、これは現行も農業委員会の所管に属する事項というのはあるのですよね。だから、これはなければ困ることないですか。その辺の見解は。

○総務議事係長（高橋正人） その件につきましては、農業委員会で例えば最近の議論でいきますと遊休地等の部分があるかと存じますけれども、それにつきましても農業委員さんが大滝の支所にもおられますので、総括して農業委員会に係る部分ということで大滝、伊達区、特に関係なく農業委員会に関する部分は産民というような形で整理をさせていただければなと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員（小泉勇一） 言っていることはわかりますけれども、結局条例であるとか法的なものの決定は農業委員会ではなくて議会なのです。であるとすれば、これは農業委員会に関する部分というのここに入れておかなければ、付託しないで決めればいいのしょうけれども、付託される場合もありますよね。その辺で私はここに農業委員会に関する部分というのも必要なのではないかと思ひますけれども。

○委員長（小久保重孝） 暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 1時54分）

開 議 （午後 1時55分）

○委員長（小久保重孝） 再開いたします。

それでは、ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） それでは、第3の議会会議規則、委員会条例等の改正についてはそのとおりでございます。

第4、次回の委員会開催日程でございます。次回は、5月13日月曜日13時30分からということで、これは新メンバーでの委員会というふうになる予定でございます。

以上で議会運営委員会を閉じさせていただきます。

ご苦労さまでした。

◎ 閉 会 の 宣 告 （午後 1時55分）